

A様式（医療機関記載）

登 園 許 可 書	
_____ クラス 園児氏名 _____	
病名 「 _____ 」	
_____ 年 _____ 月 _____ 日より上記感染症の症状が見られました。 その後 _____ 月 _____ 日から回復し、集団生活に支障がない状態になったので 登園可能と判断します。	
_____ 年 _____ 月 _____ 日	
医療機関名 _____	
医師名 _____	印又はサイン _____

園生活は、乳幼児の集団生活の場ですから、感染症については早期発見、出席停止期間の厳守で感染を広げないように保護者様の協力が必要です。

下記のような感染症にかかった時には集団感染になりますので出席停止（学校保健法施行規則第19条）となります。治癒して登園する時は医師の治癒証明が必要です。証明書は上記の登園許可書を用いてください。

お子さんの健康回復状態が、集団での園生活が可能状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

表1 感染症A群

対象疾患	出席停止の期間
インフルエンザ	発症した翌日から5日間経過するまで かつ、解熱した翌日から3日間経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後、3日経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫れが発症から5日経過するまでかつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	感染の恐れがないと医師が認めるまで
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失するまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがないと医師が認めるまで
急性出血性結膜炎	感染の恐れがないと医師が認めるまで